

2019年11月8日

関係者各位

神奈川県県営住宅等(横浜等地域)
条件付き一般競争入札説明書

株式会社東急コミュニティー

標記の件、神奈川県県営住宅等（横浜等地域）における「条件付き一般競争入札」の実施にあたり、下記の通りご案内をさせていただきますので、ご留意の上、参加申込の程、よろしくお願い致します。

1. 入札の公告

当社が神奈川県県営住宅等（横浜等地域）における条件付き一般競争入札にて発注する案件は、当社神奈川県県営住宅専用ホームページにて内容・条件等を公告致します。

2. 入札参加申込方法及び期間

入札参加を希望する者は、下記「誓約事項に係る注意」を必ず確認の上、資格条件等を各案件の公告にて確認し、定められている期間に明示されている担当窓口へ当社指定の「入札参加申込書」に記入の上、メールにて申込みをして下さい。（参加申込書は、ホームページからダウンロードして下さい。また、各案件の申込受付期間については、各案件の入札公告を参照願います。）

3. 競争参加資格

入札に参加し落札者となるためには、競争参加申請期限日（申請期間の末日）から落札決定までの全期間に渡って、次に掲げる要件をすべて満たしていることを要します。（（1）の「ウ」は落札候補者審査時に満たしていること。）

（1）各案件に共通する事項

- ア 神奈川県競争入札参加資格（当該工事に係る業種）を有することについて県知事の認定を受けている者であること。
- イ 有効な経営事項審査結果通知を受けている者であること。
- ウ 工事費内訳書（入札金額を積算したもの）を提出できる者であること。
- エ 発注工事に係る建設業法第26条の技術者を配置できる者であること。
- オ 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- カ 「営業所実態調査における指導事項の改善について（通知）」を県から受けた者は、改善確認通知を受けていること。
- キ 神奈川県建設工事暴力団対策協議会設置要綱に基づく指名除外期間中の者ではないこと。
- ク 地方自治法施行令167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ケ 2年以内に銀行取引停止処分を受けている者ではないこと。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生（再生）手続の開始を受けた後、「ア」の競争入札参加資格の再認定を受けた者は除きます。

- コ 6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生（再生）手続の開始を受けた後、「ア」の競争入札参加資格の再認定を受けた者は除きます。
- サ 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- シ 事業税並びに消費税又は地方消費税を滞納していない者であること。

(2) 工事別事項

各案件の公告に記載の通り事項を設定させていただきます。

4. 設計図書の配布及び閲覧

設計図書は入札申込受付後、申込者にメールにて配布致します。

なお、メールによる配布が当社システム上、不可の場合は、当社での閲覧又は郵送にて配布致します。(データの容量等によりメールによる配布が不可の場合は、原則入札公告に記載の上、閲覧又は郵送での配布の対応と致しますが、当社システム上、不可の場合は入札公告に記載をしない場合があります。)

5. 設計図書の配布及び入札に関する質疑

設計図書及び入札に関する質疑は、申込受付後、設計図書と合わせて配布します当社指定の書式にてメールにて受付を致します。

なお、質疑への回答については公告に定める期日までに回答を致します。

6. 入札方法等

(1) 入札書及び工事内訳書を公告に記載した期間に、公告で定める方法及び当社指定の書式にて提出してください。(工事件名、会社名を記載した角型2号の封筒に入札書及び工事内訳書を封入し、封印の上、提出してください。)

(2) 入札書には、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載して下さい。(落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とします。)

(3) 入札執行回数は、原則として1回としますが、開札の結果、予定価格の範囲内(最低制限価格以上)の入札がないときは、再度入札を1回行います。その場合は、開札から起算して7日以内にメールでの通知又は郵送にて通知書を発行致します。

なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することはできません。

(4) 入札書及び工事内訳書等の取扱い

提出された入札書及び工事内訳書等は、開札前、開札後ともに返却は致しません。

7. 開札方法等

- (1) 入札書の開札は公告に記載した日時及び場所において、当社社員2名にて開札を致します。
- (2) 入札参加者については、開札の立ち会いは不要です。当該入札業務に関わりの無い社員が立ち会いを致します。
- (3) 入札は1社以上の入札書の提出をもって成立とします。入札期間内に入札書の提出がない場合は入札停止とします。

8. 落札候補者及び落札者の決定

予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とします。(注) 落札候補者に対してはファックス、メール等で連絡の上、競争参加資格を審査し、要件を満たしていることが確認できた場合に落札者として決定します。

審査の結果、その者が要件を見てしていることが確認できないときは、当該落札を無効とし、次に価格の低い入札者について同様の審査を実施します。その入札を無効とした場合は順次、価格の低い入札者から同様の審査をします。

ただし、最低の価格をもって入札を行った者が複数ある場合は、くじ引きにより落札候補者を決定し、その者について審査をした上で、要件を満たしていることが確認できた場合に落札者として決定します。

なお、くじ引きの場合、当社入札担当者より速やかに入札者へくじを引き日時を連絡し、来社頂きますので、入札者は開札日に連絡を受けられる体制を整えておいて下さい。

(注) 最低制限価格を設定している場合：最低制限価格未満の価格による入札は失格とします。

9. 落札候補者（落札者）への連絡方法

落札候補者への連絡は、当社入札担当者より、落札候補者のみ開札結果を連絡します。その際、下記「10. 落札候補者の提出書類」の持参をご依頼します。依頼した日時までに書類を提出願います。

なお、落札候補者以外には、当社より開札結果は連絡しません。

10. 落札候補者の提出書類

落札候補者として連絡を受けた者は、入札担当者より指定した日時までに次の書類を入札担当者あて郵送又は持参して下さい。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（入札申込受付後、メールにて送付します。）
- (2) 工事の際に資格条件とした工種の建設業許可通知書又は証明書の写し（資格条件が建設業以外の業種である場合は、その業種に関する登録、免許、資格の証明書の写し）
- (3) 事業税納税証明書（直前1か年の営業年度分）※発行後3か月以内のもの
- (4) 消費税納税証明書（納税証明書その3）※発行後3か月以内のもの
- (5) 現場代理人及び配置予定技術者の資格証明書（写し）
- (6) 建設業許可に係る営業所専任技術者を確認できる書類（建設業許可申請書及び専任技術者証明書）（共に副本）の写し）

(7) 競争参加資格として設定されている場合は次の書類

ア 技術者の配置

(ア) 配置予定技術者届 (資格設定により専任又は非専任) (入札申込受付後、メールにて送付します。)

(イ) 競争参加資格確認申請日以前に直接的かつ恒常的な3か月以上の雇用関係にあることが確認できる書類

ただし、当該技術者が「被災された方」である場合については、競争参加資格確認申請時に雇用関係にあることが確認できる書類及び経歴書

(入札申込受付後、メールにて送付します。)

※「被災された方」とは、次の①又は②に該当する方で、過去の公共機関発注工事の工事で主任技術者等としての経験を有する方です。

①東日本大震災により被災され避難を余儀なくされた方 (平成23年3月11日の時点で岩手、宮城、福島の3県に居住されていた方)

②福島第一原子力発電所事故により避難を余儀なくされた方 (原子力災害対策特別措置法に基づく警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点に居住されていた方)

(ウ) 監理技術者の場合は、監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証の写し

(エ) 主任技術者の場合は、資格を証明できる書類の写し (技術検定合格証明書等)

イ 同種工事の実績

(ア) 同種工事实績届 (入札申込受付後、メールにて送付します。)

神奈川県発注工事を優先的に記載して下さい。

(イ) 資格要件とされた内容 (規模・工法等) 及び完成を確認できる書類 (契約書等)

(8) その他「入札公告」等により指示のあった書類

なお、提出された書類に基づき、当社社員にて資格確認を致します。資格確認期間は、確認書類受領後、1週間程度の時間を要する場合があります。

1 1. 入札の辞退について

入札参加申込みをした者が入札参加を辞退する場合は、入札期間内に入札担当者に連絡の上、メールにて送付する「入札辞退届」を持参により提出して下さい。

ただし、すでに入札書を提出した入札者が入札辞退する場合は、入札担当者に連絡の上、メールにて配布する「入札辞退届」を開札までに持参により提出して下さい。

なお、辞退届を提出した後は、辞退届の撤回はできません。

1 2. 開札後に資格がないとされた者の説明要求

落札候補者の入札が無効とされた場合、その落札候補者は、落札者決定通知書が発行された日から起算して6日 (休業日を除く) 以内に苦情申立書を入札担当者に持参することにより説明を求めることができます。説明要求に対しては、受理した日から起算して6日以内 (休業日を除く) に回答します。(ただし、予定価格が1,000万円以下の工事は除く)

1 3. 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、原則免除とします。ただし、入札保証金及び契約保証金の納付を条件とする場合は、公告に明記をします。

1 4. 入札結果の公表について

入札結果の公表については、落札候補者の資格審査を行い、正式に落札者が決定した後、当社県営住宅専用ホームページにて公表します。(ホームページ公開までに2週間程度の時間を要します。)

なお、入札結果の公表内容は、工事件名、落札者、落札額、予定価格、最低制限価格、入札者数となります。また、電話等による入札結果の問合せは受付しません。

1 5. その他

- (1) 落札者が契約締結までに「1」に掲げた競争参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しません。
- (2) 契約締結に当たっては、契約書の作成を要します。
- (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (4) 次に掲げる入札は無効とします。
 - ア 条件として示した競争参加資格を満たさない者が行った入札
 - イ 競争参加資格確認に必要な書類について虚偽の記載をした者が行った入札
 - ウ その他入札に関する条件に違反した入札
 - エ 契約締結前に談合情報があり、調査の結果、談合の事実があったと認められた場合の入札
- (5) 入札金額の算出に当たっては、設計図書中の設計書を優先することとします。
- (6) 落札者が決定通知のあった日から7日以内に当該契約を締結しない場合は、その落札は効力を失います。
- (7) 公正に入札を執行できないと認められる場合、又はその恐れがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがあります。
- (8) 開札した後であっても、契約が地方自治法第234条第5項の規定により確定する前に、発注者による、入札執行手続きの誤り又は入札公告や設計図書の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれることが判明した場合には、入札を無効にすることがあります。
- (9) 開札した後であっても、契約が地方自治法第234条第5条の規定により確定する前に、発注者による、入札執行手続きの誤り又は入札公告や設計図書の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を無効とすることがあります。
- (10) 万一、当社のシステムに障害が発生した場合は、入札を中止することがあります。障害が発生した場合は、入札担当者までお問い合わせ願います。

16. 手続きの流れ

別紙「公示から入札までに關する手続きのフロー」を参照願います。

以上

「誓約事項に係る注意」

「競争入札参加申請に伴う誓約事項」

本件工事の競争参加資格確認申請者は、競争参加資格確認申請をもって、次の通り誓約したものとみなしますので、ご自分の資格を確認の上、申請をお願い致します。

誓約事項

当社（私）は、本件工事の競争参加資格確認申請期限において、次の事項について事実相違ないことを誓約します。

なお、誓約後に「1」から「7」に該当することとなった場合、又は「8」の技術者を配置できなくなった場合は、本件入札を辞退します。

- 1 地方自治法施行令 167 条の 4 の規定（成年被後見人、被補佐人、被補助人、破産者で復権を得ない者等）に該当しません。
- 2 2 年以内に銀行取引停止処分を受けている者に該当しません。（会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生（再生）手続の開始を受けた後、「ア」の競争入札参加資格の再認定を受けている場合は、取引停止処分を受けている者に該当しません。）
- 3 6 か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者に該当しません。（会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生（再生）手続の開始を受けた後、「ア」の競争入札参加資格の再認定を受けている場合は、不渡手形又は不渡小切手を出している者に該当しません。）
- 4 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者に該当しません。
- 5 事業税並びに消費税又は地方消費税を滞納していません。
- 6 神奈川県暴力団排除条例第 2 条第 2 号から第 5 号に掲げる者及び同条例第 2 条第 2 号から第 5 号に掲げる者と密接な関係を有すると認められる者ではありません。
- 7 神奈川県暴力団排除条例第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反していません。
- 8 本件が技術者を専任で配置しなければならない工事の場合、本件工事に専任で配置できる技術者を有しています。

以上